

水道料金等減免申請書

令和 年 月 日

（あて先）松江市上下水道事業管理者
上下水道局長

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号（ ） -

松江市水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱第5条並びに水道の漏水に伴う松江市下水道使用料の減免に関する取扱要綱第6条の規定により、水道料金等の減免を受けたいので次のとおり申請します。

使 用 場 所	松江市
漏 水 箇 所 (☑を記入してください)	<input type="checkbox"/> 給水管、 <input type="checkbox"/> 給湯管（場所： <input type="checkbox"/> 地下埋設・ <input type="checkbox"/> 壁中・ <input type="checkbox"/> 床下・ <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 水洗便所のボールタップ、 <input type="checkbox"/> 給湯器、 <input type="checkbox"/> 太陽熱温水器、 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※裏面の事例を参照してください
申 請 対 象 (☑を記入してください)	<input type="checkbox"/> 水道料金・下水道使用料、 <input type="checkbox"/> 水道料金のみ、 <input type="checkbox"/> 下水道使用料のみ

※ 漏水量が少量の時は、減免の対象とならない場合があります。

※ この漏水修理に関連する利害関係人との間で紛争が生じたときは、申請者の責任において解決します。

【修理業者記入欄】

修 理 完 了 年 月 日	年 月 日
漏 水 の 状 況 ・ 原 因	(漏水の状況・原因)
及 び 修 理 の 方 法	(修理の方法)
上記のとおり漏水修理を完了したことを証明します。 年 月 日 住 所 会 社 名 代 表 者 名 印	

減免申請に当たってのご注意

- ① 漏水減免は、水道使用者が給水装置等を善良な管理のもとに使用していたにもかかわらず、漏水により水道料金等が高くなった場合に、負担軽減を図るものであり、**全額を減免するものではありません。**
- ② 今回の減免が決定された場合は、**今後1年以内に同一箇所で生じた漏水は減免の対象となりません**ので、ご了承ください。
- ③ **生活保護の適用を受けている世帯又は住民税非課税世帯の方**は、予めご相談ください。

添付書類

- ・**漏水箇所が特定できる写真(修理前と修理後等の写真)**
- ・り災証明書
(漏水原因が自然災害又は火災に起因する場合のみ)

上 下 水 道 局 記 入 欄	
お 客 様 番 号	
減 免 対 象 月	年 月分 ~ 年 月分

漏水箇所の記載例

- ① 下記の事例を参考に該当するものに☑を記入してください。該当するものがなければ「その他」に☑をし、具体的な個所を記入してください。
- ② 給水管、給湯管の場合には該当の場所にも☑を記入してください。

- ・給水管 需要者に水を供給するために、松江市上下水道事業管理者の施設した配水管から分岐して設けられた管
- ・給湯管 給湯器からお湯を供給するため設けられた管
- ・ボールタップ トイレタンクの中に入っている『給水設備』で便器の洗浄水や手洗いの水を出す・止める動作を行う器具
- ・太陽熱温水器 屋根等に設置し、太陽熱でお湯を沸かす器具

減免の対象となる給水装置

給水管、給湯管、水栓(じゃ口)、湯水混合水栓、散水栓、水栓柱、止水バルブ、食器洗機、給湯器、瞬間湯沸器、貯湯湯沸器(エコキュート)、太陽熱温水器(ソーラー式温水器)、自動湯張り型風呂、洗浄付便座、ロータンク、洗浄弁内蔵型大便器、貯水槽本体、ボールタップ、加圧ポンプ他

ご不明な場合には、下記連絡先までお問合せください。

松江市上下水道局お客さまセンター

〒690-0826

松江市学園南1丁目 17 番 24 号

TEL 0852-55-4888(上下水道局代表)

営業時間: 平日 8:30 ~17:15

(土・日・祝日及び年末年始は休業)